

# JCHO 登別病院 院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

JCHO 登別病院（以下「登別病院」という）は、閑静で豊かな自然の中、疾病の予防から治療、社会復帰に至るまで、良質で安全な医療機能を展開する施設である。高齢化の進展により易感染性患者の増加が予測されるなか、院内感染が安全管理上の重大なリスク要因となるため、患者、職員、利用者等に対して院内感染を防止することは重要な責務である。院内感染の防止は、登別病院の職員一人ひとりが院内感染の予防を重要課題と認識し、感染予防に取り組むことはもちろん、病院各部門および組織全体として取り組むべき課題である。

院内感染防止の主な目的は、病原微生物を患者、職員および利用者に定着及び伝播する危険性を最小にするよう、感染を予防するための仕組みを整備し、推進することにある。とりわけ、全職員が協働し、院内感染防止対策マニュアルを遵守することは、最も重要な感染防止行動である。

院内感染対策に真摯に取り組む、患者及び医療従事者を感染のリスクから守ることは、患者のニーズ、期待に応えようとする病院のあり方の基盤となるものである。このような院内感染対策に基づく安心安全な医療を提供することが、登別病院の使命である。

## 2. 院内感染対策に関する組織的な取り組み

登別病院における感染対策は、病院長のもとに、①審議機関として院内感染防止委員会、②感染対策を円滑に運営するために感染対策室、③感染対策室のもとに感染対策チーム（ICT：Infection Control Team）、を組織する。

### 1) 院内感染防止委員会

院内感染対策に関する審議機関である。毎月 1 回定期的に会議を行い、院内感染防止対策等に関して、感染対策室で協議された事項を審議する。

- (1) 院内感染予防の方策に関すること
- (2) 院内感染発生時の対策及び原因究明に関すること
- (3) 院内感染に係る情報収集及び分析に関すること
- (4) 院内感染防止等に係る職員の教育・研修に関すること
- (5) その他院内感染対策に関すること

## 2) 感染対策室

感染対策室は、毎月1回定期会議、緊急時は臨時会議を開催し、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 感染対策とその指導、助言に関すること
- (2) 感染症の情報管理に関すること
- (3) 療養環境の感染防止に関すること
- (4) 職員、患者の感染防止のための教育と啓発に関すること
- (5) 感染症に係る関係機関等との情報交換に関すること
- (6) 院内感染防止対策マニュアル及びガイドラインに関すること
- (7) その他、感染対策に関すること

## 3) 感染対策チーム ( ICT: Infection Control Team )

院内感染対策の強化・充実を図るため、迅速かつ機動的に活動をおこなう集団である。毎月1回定期的に会議を開催し、感染対策室に対して、院内の感染対策に関する具体的な事項の提案、評価をおこない、必要な院内感染対策を実施する。感染対策チームは、少なくとも週1回の院内ラウンドを4職種でおこない、感染発生状況、抗菌薬の使用状況、職員の感染対策実施状況等の把握と指導をおこなう。

## 4) その他

感染対策室は、看護部の感染対策に関わる組織等と協力体制をとり、感染対策を講ずるものとする。感染対策室における決定事項については、毎月開催される院内感染防止委員会にて検討・報告をおこない、各部署の所属長は所属職員へ周知する。

## 3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染対策の基本的な考え方や具体的方法の周知徹底を図るため、採用時に研修をおこなう
- 2) 病院関係職員の感染対策に関する知識・技術の向上を図り、適切な感染対策を実践するために、全職員を対象とした研修会、または講演会を年2回以上実施する
- 3) 必要に応じて、各部署、および職種毎の研修について計画し開催する

## 4. 感染症発生時の報告に関する基本事項

- 1) 臨床検査室は、院内感染症事例、公的機関への届出を要する感染症の発生時、および院内感染対策上特に問題となる微生物が検出された場合は、指定の報告用紙に基づき迅速に連絡・報告書を感染対策室に提出する
- 2) 耐性菌分離状況は、臨床検査室から主治医・所属長・感染対策室へ電話連絡後、レ

ポート報告をする

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内において感染症が発生した場合、臨床検査室からの第一報に基づき感染対策チームが発生状況の調査・解析・指導を行い防止に必要な一次措置を講じる
- 2) 発生状況に応じて、直ちに必要な感染経路別予防策を指示すると共に病院長に報告し、病院長指示のもと緊急感染対策室会議、院内感染防止対策拡大委員会を招集し、調査、分析、再発・拡大防止策を検討する。
- 3) 必要に応じて、感染対策室より院内へ情報発信を行う。

## 6. 患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針の内容は、院内に掲示することにより、患者、および家族が閲覧できるようにする
- 2) 感染防止の基本について説明し、感染防止についての協力を得る

## 7. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 院内感染防止に最も重要な方策は手指衛生であることから、手洗いチェックなどの啓発活動を行なう
- 2) 職員のワクチン接種を推進すると共に、ウイルス性疾患流行時は職員の有症症状発現時点で、出勤停止および業務停止とし、院内への持込と拡大を防止する
- 3) 院内感染対策を推進するために、マニュアルの改訂に取り組む。

### 附則

この指針は平成 26 年 11 月 1 日から施行する

平成 29 年 10 月 30 日 改訂  
令和元年 8 月 30 日 改訂  
令和 4 年 11 月 30 日 改訂  
令和 5 年 8 月 30 日 改訂  
令和 6 年 10 月 30 日 改訂  
令和 7 年 11 月 30 日 改訂  
令和 8 年 3 月 31 日最終改訂